

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第18号
件 名	消費税のインボイス制度の再考を求める請願
請 願 者	文京区千駄木二丁目23番7号 消費税廃止文京各界連絡会 会長 椎野 耕一
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

令和5年10月から施行される改正消費税法では、仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始されています。インボイス制度が導入されると、課税事業者の仕入税額控除の適用に当たっては原則として登録事業者が発行する適格請求書（インボイス）が必要となります。

これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されてきましたが、取引先からインボイスの発行を求められ登録事業者になれば、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなります。一方で、登録事業者を選択しなければ、このような中小零細事業者は取引から排除されかねない事態が懸念されます。

インボイス制度の導入は事業者間での今までの取引慣行を壊し、事業者免税点制度を実質的に廃止するものです。このことから、個人の建設業者、個人タクシー、各種フリーランス業など、個人で仕事を請け負う職種を中心に多くの免税事業者が影響を受けることとなります。そして、会員にインボイスの発行を求めることが困難なシルバー人材センターなど、現行での課税事業者の多くも制度の導入により税負担が増え、業種間での不公平が生じることが予想されます。

多くの中小零細事業者は、コロナ禍と物価高騰の下、事業継続と雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度に対応した事務処理の変更準備に取り組む状況にはありません。これ以上の負担を課すことはコロナ禍からの地域経済の再生を阻害することにもつながります。よって、以下の項目について請願します。

## 請願事項

- 1 文京区議会として、国に対して中小零細事業者の事業の存続と継承、ひいては日本経済の振興のために、令和5年10月からのインボイス制度の実施につき、再考を求めるよう要望します。